

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貸切	令和7年9月11日	有限会社葵ジャパン(法人 番号5100002025484) 代 表者諏訪和也	長野県松本市県2丁 目7番22号	本社営業所	長野県松本市清水 2丁目8番48号	文書警告(処分日車数 20日車のため、一般 貸切旅客自動車運送 事業者に対する行政 処分等の基準3.(6)に よる)	道路運送法第27条第3項	令和7年2月19日、監査実施。1件の違反が 認められた。(1)運転者に対する特別な指導 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 38条第2項)	6	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。